

## 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

地方消費税交付金のうち消費税率引上げに伴う増収分（社会保障財源化分）については、その用途が「社会保障施策に要する経費」に限定されています。本市においては、下記の社会保障施策に要する経費の一般財源に広く充てています。

### 平成29年度決算

(歳入)

地方消費税交付金 546,061 千円  
 (うち社会保障財源化分 230,340 千円)

(歳出)

社会保障施策に要する経費

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳			
		特定財源		一般財源	
		国県支出金	その他		
社会福祉	障害者福祉事業	851,422	589,311	4,825	257,286
	高齢者福祉事業	201,141	5,015	32,619	163,507
	児童福祉事業	1,242,782	376,014	58,037	808,731
	母子福祉事業	85,792	28,320	168	57,304
	生活保護事業	386,795	282,847	0	103,948
	その他	187,040	14,401	0	172,639
	小計	2,954,972	1,295,908	95,649	1,563,415
社会保険	国民健康保険事業	449,500	114,184	0	335,316
	介護保険事業	598,182	6,164	0	592,018
	後期高齢者医療事業	794,896	117,876	16,476	660,544
	小計	1,842,578	238,224	16,476	1,587,878
保健衛生	診療所事業	31,580	0	0	31,580
	予防対策事業	119,891	130	25,152	94,609
	健康増進事業	3,535	1,684	17	1,834
	その他	97,388	4,378	13,573	79,437
	小計	252,394	6,192	38,742	207,460
合計	5,049,944	1,540,324	150,867	3,358,753	